

学費等の振込みにあたって

入学登録料（入学金）・授業料など金融機関で振込む際には、**来店される方の本人確認書類**をご用意ください。

（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）

- 平成 19 年 1 月 4 日から、本人確認手続に関する法令の改正により、金融機関において 10 万円を超える現金*の振込みを行う場合には、**本人確認書類の提示**が必要となります（ATMでは、10 万円を超える現金の振込みができません）。
- 10 万円を超える**入学金・授業料などの現金振込み**の際には、指定の振込用紙とともに、**来店される方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意**のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

* ATMでは、本人確認書類をご用意いただいても、10 万円を超える現金でのお振込みはできません。

* 現金ではなく預貯金口座を通じてお振込みされる場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の方法でお振込みできます。ただし、口座開設の際に本人確認手続きがお済みでない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。

▽ 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10 万円を超える現金による入学金・授業料などのお振込みができません。

▽ 本人確認書類は、**お振込みの手続きに来店される方の運転免許証、健康保険証、パスポート**などです。

【学校への入学金・授業料などのお振込みに限り、振込名義人以外の方（保護者など）が来店される場合、振込名義人（受験生・入学者など）の本人確認書類の提示は不要です。】

▽ 保護者の方などが振込名義人（受験生・入学者など）に代ってお振込みの手続きに来店される場合には、金融機関ではお振込みの目的（入学金・授業料などであること）をお尋ねすることがあります。

▽ 詳しくは、お振込みを依頼する金融機関にお問い合わせ下さい。

※ 本人確認書類の不備などにより、期日までに納入が間に合わない場合には、必ず本学へご連絡下さい。

湘北短期大学

担当 財務部（電話 046-250-8926）